

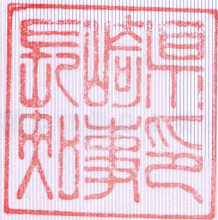
許可番号 04220005041

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県松浦市志佐町栢木免125番地1
氏 名 有限会社今里産業 代表取締役 今里 龍一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 5年11月24日
許可の有効年月日 令和10年 7月14日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法		産業廃棄物の種類	
破碎	移動式を含む	木くず	以上1種類
	固定式	①廃プラスチック類、②紙くず、③繊維くず、④ゴムくず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類	以上7種類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 木くずの破碎施設(移動式を含む。)(株諸岡製 モロオカ自走式破碎機 MC-2000型)

設置(保管)場所	長崎県松浦市御厨町郭公尾免21-1 長崎県松浦市御厨町郭公尾免480-ロ
設置年月日	平成26年3月24日
処理能力	4.3t/日(8時間)

(2) 廃プラスチック類等の破碎施設(商研(株)製 TS2180)

設置場所	長崎県松浦市御厨町郭公尾免17番地1
設置年月日	令和5年11月14日
処理能力	①:2.3t/日(8時間)、②:2.1t/日(8時間)、 ③:1.4t/日(8時間)、④:2.4t/日(8時間)、 ⑤:3.0t/日(8時間)、⑥:3.0t/日(8時間)、 ⑦:3.4t/日(8時間)

3. 許可の条件

移動式破碎に係る条件	稼動日	平日に限る。
	稼動時間	午前9時から午後5時までに限る。
	稼動場所	処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。
	騒音防止措置	隣地との敷地境界線における騒音が60dB以下となるような措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年	7 月 1 5 日	産業廃棄物処分業新規許可	
平成 1 0 年	7 月 1 5 日	産業廃棄物処分業更新許可	
平成 1 5 年	1 月 9 日	産業廃棄物処分業変更許可	(処分の方法 (破碎) の追加)
平成 1 5 年	6 月 2 4 日	産業廃棄物処分業変更届出	(処分の方法 (焼却) の廃止)
平成 1 5 年	7 月 1 5 日	産業廃棄物処分業更新許可	
平成 2 0 年	7 月 1 5 日	産業廃棄物処分業更新許可	
平成 2 4 年	8 月 9 日	産業廃棄物処分業変更届出	(設置 (保管) 場所の追加)
平成 2 5 年	7 月 1 5 日	産業廃棄物処分業更新許可	
平成 2 6 年	3 月 1 3 日	産業廃棄物処分業変更届出	(木くずの破碎施設の入替)
平成 3 0 年	7 月 1 5 日	産業廃棄物処分業更新許可	
令和 5 年	7 月 1 5 日	産業廃棄物処分業更新許可	
令和 5 年	1 1 月 2 4 日	産業廃棄物処分業変更許可	(破碎品目 (廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) の追加、廃プラスチック類等の破碎施設の追加)

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無